

				指定に関する こと。 2 同法第21条 の22の規定に よる指定居宅 支援事業者の 指定の取消し に関すること。		変更等の届出 に関すること。 2 同法第21条 の21の規定に よる指定居宅 支援事業者等 に対する報告 等に関するこ と。
健康 福祉 部	知的 障害 福祉 課	1 知的障害者の 福祉に関するこ と。		1 知的障害者 福祉法(昭和 35年法律第37 号)第21条の 2の規定によ る知的障害者 居宅生活支援 事業等に係る 立入検査等に 関すること。 2 同法第21条 の3の規定によ る知的障害者 居宅生活支援 事業等の制限 又は停止を命 ずること。		
		2 心身障害者扶 養共済制度に関 すること。		1 熊本県心身 障害者扶養共 済制度条例(昭 和54年熊本県 条例第41号) 第5条の規定 による加入の 承認に関する こと。 2 同条例第8 条の規定によ る掛金の減免 に関すること。 3 同条例第9 条の規定によ る年金の給付 の決定及び却 下に関するこ と。 4 同条例第15 条の2の規定 による脱退一 時金の給付に	1 同条例第15 条の規定によ る弔慰金の給 付に関するこ と。	1 熊本県心身 障害者扶養共 済制度条例施 行規則(昭和 54年熊本県規 則第49号)第2 条第4項の規 定による加入 証書の交付に 関すること。 2 心身障害者 に対する年金 の支給に関す ること。 3 心身障害者 扶養保険約款 に基づく保険 料の納付に関 すること。

			関すること。		
	3 社会福祉法の施行に関すること（知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅生活支援事業、知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者援護施設を経営する事業、児童福祉法に規定する児童居宅生活支援事業、同法に規定する児童福祉施設（知的障害児等施設に限る。）を経営する事業等に関することに限る。）。		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第20条の規定による指導監督に關すること。 2 同法第56条の規定による監督に關すること。 3 同法第58条の規定による監督に關すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に關すること。
	4 特別児童扶養手当に関すること。		1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第29条の規定による異議申立てに対する決定をすること。		1 同法第5条の規定による手当の受給資格及び手当の額の認定に關すること。(住所が熊本市にある者に限る。) 2 同法第11条及び第12条の規定による手当の支給制限に關すること。(住所が熊本市にある者に限る。) 3 同法第16条の規定による手当の額の改定に關すること。(住所が熊本市にある者に限る。) 4 同法第35条